

東松山市税条例の改正概要

【令和元年 5 月】

地方税法の一部改正に伴い、東松山市税条例の次に掲げる事項が改正されました。

(1) 軽自動車税グリーン化特例の見直し

- ・令和元年 10 月 1 日から軽自動車税は、軽自動車税種別割に名称変更となります。
- ・名称変更後の軽自動車税種別割においても、グリーン化特例は現行措置のまま令和 3 年度課税分まで延長することになりました。
- ・環境性能に優れた軽自動車の普及促進を図るため、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に最初の新規検査を受けた自家用乗用車については、グリーン化特例（軽減分）の対象を、次の表のとおり電気自動車等に限定することになりました。

三輪以上の軽自動車（自家用乗用車）		軽減率	
		現行	改正後
電気自動車等		75%	75%
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2020 年度燃費基準＋30%達成	50%	なし
	2020 年度燃費基準＋10%達成	25%	なし
	上記以外のもの	なし	なし

※ガソリン車は、平成30年排出ガス保安基準の窒素酸化物50%低減又は平成17年排出ガス保安基準の窒素酸化物75%低減に適合するものに限る

(2) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置

- ・消費税の引上げによる軽自動車の駆け込み需要を平準化するため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した一定の自家用乗用車については、軽自動車税環境性能割の税率を、次の表のとおり 1%軽減することになりました。

三輪以上の軽自動車（自家用乗用車）		現行	改正後
電気自動車等		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2020 年度燃費基準＋10%達成		
	2020 年度燃費基準達成	1%	非課税
	上記以外のもの	2%	1%

※ガソリン車は、平成 30 年排出ガス保安基準の窒素酸化物 50%低減又は平成 17 年排出ガス保安基準の窒素酸化物 75%低減に適合するものに限る

(3) 個人住民税における所得税住宅ローン控除の拡充に伴う措置

- ・消費税の引上げによる住宅の駆け込み需要を平準化するため、消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に限り、現行の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の控除期間を最大で3年延長することになりました。

(4) 個人住民税における非課税措置の見直し

- ・子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないうえで支給される児童扶養手当を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親については、令和3年度課税分の個人住民税から非課税対象に加えることになりました。

(5) 個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の見直し

- ・過度な返礼品の送付により、総務大臣がふるさと納税の趣旨を歪めている地方公共団体として指定したところへの寄附金については、令和元年6月1日から寄附金税額控除の特例控除分（ふるさと納税）の対象から外すことになりました。